

議案第15号

木曾広域連合ふるさと基金に係る出資金の権利一部放棄について

木曾広域連合ふるさと基金条例（平成11年条例第27号）第5条に規定する基金の処分にあたり、木祖村の出資の内、388千円の権利を放棄する。

よって、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和8年 3月 3日 提 出 木祖村長 奥 原 秀 一

令和8年 3月 日 議 決 議会議長 栗 屋 正 一

(説明資料)

木曾広域連合ふるさと基金に係る出資金の権利一部放棄について

1 基金名	木曾広域連合ふるさと基金
2 当初基金造成額	10 億円
3 合併による返還後の基金残額	865,080 千円
4 既権利放棄額	223,775 千円
5 再出資額及び寄付按分額	129,622 千円
6 現出資額	770,927 千円
7 今回権利放棄額	3,555 千円

8 権利放棄理由

木曾広域連合の「第6次広域計画」に掲げられている事務・事業には、多額の費用が想定されることから、ふるさと基金の一部を取崩して財源充当することにより、安定して各種事業が執行でき、「木曾地域振興構想」の目指す「水と緑のふるさとづくり」が推進され、圏域の地域振興が図られることとなります。

当該基金の一部を取崩すにあたっては、構成町村の基金出資比率に応じた出資金の権利放棄が必要となることから、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、構成町村議会の議決を求めるものです。

9 令和7年度権利放棄後出資金額（権利放棄後出資額 767,372 千円）

町村別内訳

(単位：千円)

出資主体	当初出資額	構成率	再出資額 寄付按分額	既権利 放棄額	現出資額	7年度 権利放棄額	7年度末 出資額
木曾町	315,000	0.4117217	53,368	92,133	276,235	1,464	274,771
上松町	120,640	0.1576829	20,439	35,286	105,793	561	105,232
南木曾町	108,880	0.1423119	18,447	31,846	95,481	506	94,975
木祖村	83,600	0.1092696	14,164	24,452	73,312	388	72,924
王滝村	41,560	0.0543211	7,042	12,156	36,446	193	36,253
大桑村	95,400	0.1246928	16,162	27,902	83,660	443	83,217
小計	765,080	1.0000000	129,622	223,775	670,927	3,555	667,372
長野県	100,000				100,000		100,000
合計	865,080		129,622	223,775	770,927	3,555	767,372

(説明資料)

令和7年度 ふるさと基金繰入金充当事業について

(金額:千円)

会計	事業名	事業内容	事業費	財源内訳			
				一般財源	県支出金	負担金・利子等	基金繰入金
一般	公共サイン	既設案内板の維持補修及び周辺環境の整備	5,308	1,185	0	825	3,298
〃	地域間交流	木曾川下流域等の地域との交流事業	2,051	0	0	1,794	257
			7,359	1,185	0	2,619	3,555

【参考】ふるさと基金取り崩し

①地方自治法第96条第1項第10条

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67条)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

10 法律もしくはこれに基づく又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

②木曾広域連合ふるさと基金条例第5条

木曾広域連合ふるさと基金条例平成25年3月1日条例第7号)

(処分)

第5条 基金は、第1条に定める事業に資するための特段の事情があると認められた時は、予算に計上して、その全部または一部を処分することができる。

施行日:平成25年4月1日